

都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第345号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

(4) 法第11条第1項の規定に基づき、次亜塩素酸水の成分規格を改正したこと。

第3 運用上の注意

1 成分規格関係

- (1) 強酸性次亜塩素酸水及び弱酸性次亜塩素酸水にあつては塩化ナトリウム水溶液（99%以上の塩化ナトリウムを飲用適の水に溶解したもの）、微酸性次亜塩素酸水にあつては塩酸（規格基準中第2 添加物に定める規格に適合するもの）又は塩酸に塩化ナトリウム水溶液を加えた水溶液を用いること。
- (2) 弱酸性次亜塩素酸水で定義されている塩化ナトリウムの適切な濃度とは、具体的には0.2%以下の濃度であること。
- (3) 今般の改正は次亜塩素酸水の成分規格の変更であり、次亜塩素酸水の生成装置に関して認めたものではないため、生成装置については事業者の責任で管理すること。

1 平成24年4月26日 木曜日 官 報 (号外第96号) (2分冊の1)

裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、
再生関係

諸事項

〔公 告〕

○昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する件(同五〇三)

○国土交通五〇二

○河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川を変更する件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○農林水産一一四九(一一六六)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四五)

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件

○平成二十四年度中小企業支援計画の要旨(経済産業一〇八)

〔告 示〕

目 次

官 報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

第明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第2 添加物

A～C （略）

D 成分規格・保存基準各条

（略）

三二酸化鉄 （略）

次亜塩素酸水

Hypochlorous Acid Water

定 義 本品は、塩酸又は塩化ナトリウム水溶液を電解することにより得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液である。本品には、強酸性次亜塩素酸水（0.2%以下の塩化ナトリウム水溶液を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。以下この項において同じ。）内で電解して、陽極側から得られる水溶液をいう。）、弱酸性次亜塩素酸水（適切な濃度の塩化ナトリウム水溶液を有隔膜電解槽内で電解して、陽極側から得られる水溶液又は陽極から得られる水溶液に陰極から得られる水溶液を加えたものをいう。）及び微酸性次亜塩素酸水（塩酸又は塩酸に塩化ナトリウム水溶液を加えて適切な濃度に調整した水溶液を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極で構成されたものをいう。）内で電解して得られる水溶液をいう。）がある。

含 量 強酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素 20～60mg/kg を含む。

弱酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素 10～60mg/kg を含む。

微酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素 10～80mg/kg を含む。

性 状 本品は、無色の液体で、においがなく又はわずかに塩素のにおいがある。

確認試験 (1) 本品 5ml に水酸化ナトリウム溶液（1→2,500）1ml 及びヨウ化カリウム試液 0.2ml を加えるとき、液は、黄色を呈する。更にデンプン試液 0.5ml を加えるとき、液は、濃青色を呈する。

(2) 本品 5ml に過マンガン酸カリウム溶液（1→300）0.1ml を加え、これに硫酸（1→20）1ml を加えるとき、液の赤紫色は退色しない。

(3) 本品 90ml に水酸化ナトリウム溶液（1→5）10ml を加えた液は、波長 290～294nm に極大吸収部がある。

純度試験 (1) 液性 強酸性次亜塩素酸水 pH2.7 以下

弱酸性次亜塩素酸水 pH2.7～5.0

微酸性次亜塩素酸水 pH5.0～6.5

(2) 蒸発残留物 0.25%以下

本品 20.0g を量り、蒸発した後、110℃で2時間乾燥し、その残留物の質量を量る。

定 量 法 本品約 200g を精密に量り、ヨウ化カリウム 2g 及び酢酸（1→4）10ml を加え、直ちに密栓して暗所に15分間放置し、遊離したヨウ素を 0.01mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬 デンプン試液）。別に空試験を行い補正する。

0.01mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液 1ml = 0.3545mg Cl

（略）

E～F （略）

第3～第5 （略）